

# 「国際物品売買契約に関する国連条約」に関する一考察

黒 瀧 晶

## 目次

- 一. はじめに
- 二. CISGに日本が加入するまでの経緯
  - 1 CISGが成立されるまで
  - 2 日本が加入するまで経緯
  - 3 本条約締結の意義
- 三. CISGが適用される場合
  - 1 適用基準
  - 2 直接適用
  - 3 間接適用
  - 4 95条の留保との関係
- 四. CISGの適用を排除した場合
  - 1 明示的排除
  - 2 黙示的排除
  - 3 CISG積極排除の是非
- 五. CISGの適用にかかわるその他の点
  - 1 CISGが適用された場合の適用順序
  - 2 インコタームズとの関係
  - 3 わが民商法との違い
- 六. おわりに

## 一. はじめに

「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)(通称「ウィーン売買条約」, 本稿では以下「CISG」と称す)は, 国際連合国際商取引法委員会(以下「UNCITRAL」と称す)により1980年に採択され, 1988年発効した。現在では83カ国の締約国を有し<sup>(1)</sup>, 日本も2009年8月1日に直接適用<sup>(2)</sup>により国内法とし

て同じ位置づけで効力を有するようになった(憲法第61条による承認。平成20年7月7日条約8号)。また, 中国, 米国, 韓国, シンガポール, オーストラリア, ロシア, カナダ, ドイツなどを日本の主要な貿易対象国含む多くの国々が締約している以上, 国際的売買において非常に重要な条約であるが, 他方では, その適用範囲や, 適用において95条留保をしている国々との関係について, 様々な問題点もある<sup>(3)</sup>。

【CISG 締約国地図】



80 各国：2015 年 9 月 1 日現在：UNCITRAL の HP より

## 二. CISG に日本が加入するまでの経緯

### 1 CISG が制定されるまで<sup>(4)</sup>

CISG は、国際取引のなかでも最も典型的な取引であり、国境を越えて行われる物品の売買に関する条約で、多国間条約として契約や損害賠償の基本的な原則を定めたものである。これは、UNCITRAL が社会的、経済的、そして法的に異なる制度を跨いで行われる国際物品売買を規律するためのルール作りを目的として作成された私法統一一条約の一つであり、1980年4月11日にウィーンで採択された。

国際売買に関する私法統一一条約としては、1964年にハーグで採択された「国際物品売買についての統一法に関する条約」(The Uniform Law on the International Sale of Goods: ULIS) および「国際物品売買契約の成立についての統一法に関する条約」(The Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods: ULF) があるが、その内容が理論的に偏っていて実施的にはないことや、作成に関与した国が西欧諸国に偏して英米法国、発展途上国、共産主義国の意見が十分に反映されていなかったことから、その締約国が少数にとどまり、現在の契約国はわずか3カ国である。

そこで、UNCITRAL は1968年に、上記2つのハーグ条約が広く採択される見込みがないことをうけ、その改訂する作業に着手、約十年の歳月を経て、1980年にウィーンで開催された国連主催の

外交官会議で採択されたのが本条約である。この過程において、ハーグ条約の失敗を反省し、参加する国のバランスに配慮がなされ、また、規定の内容についても理論的に精緻性よりも実勢的有用性が重視された結果、最も成功した私法統一一条約となった。

### 2 日本が加入するまで経緯

CISG 発効の翌年には、国連事務総長からわが国に対して締結の意向照会がなされたが、法務省民事局内本条約締結のための準備作業部会が設けられ、研究者と貿易実務家の参加を得て条約の内容についての検討が行われた。しかし、当時一方ではバブル経済の崩壊に対応するための緊急立法の必要に追われていたことや、この条約が世界的な標準ルールとなるか否かが不明確であったこと、また本条約の解釈適用の予見可能性が低かったことから、経済界が本条約の締結に必ずしも積極的でなかったこと等から、本条約の締結作業は中断された。

その後、本条約の締約国数は順調に増加し、世界的標準ルールとしての地位に至ったこと、本条約を適用する裁判例や仲裁判断も集積して<sup>(5)</sup> 解釈適用の予見可能性が高まったことをうけ、経済界・学界からも、本条約の早期締結に向けた期待が示されるようになっていた。そこで、平成18年から本条約の締結に向けた準備が再開され、同年から翌年8月にかけて研究者・弁護士から構成された社団法人商事法務研究会主催「ウィーン売買条約研究会」や、平成19年9月から同年12月にかけて、外務省・法務省共催による「ウィーン売買条約研究会」が開催された。これらの検討を通じ政府は本条約締結についての方針を固めた。平成20年2月に、本条約の内容は民事基本法制と密接に関わることから、法制審議会第155回会議において、本条約締結の概要および締結方針についての報告がなされ、同月22日に「国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めの件」の国会提出を閣議決定し、同日衆議院に提出した。平成20年5月20日に衆議院本会議で、本条約の締結を承認すべきとの全会一致で議決さ

れ、参議院では審議が行われず自動承認となり、衆議院の議決が国会議決となった。国会承認を受け、政府は平成20年7月1日に、本条約に加入<sup>(6)</sup>することを宣言する旨の加入書を国連事務総長に寄託し、本条約はわが国について平成21年8月1日に効力を生ずることになった。

### 3 本条約締結の意義

上記日本の加入を検討する過程において、本条約の意義について以下のように認められたことが明らかになった。

わが国は、世界有数の貿易立国として、世界的な規模で進む国際取引法制の整備・発展に対して積極的に寄与するためにも本条約を締結すべきであり、また、わが国の主要の貿易相手国のほとんどがCISGの締結国であり、世界的に見てもその貿易の3分の2はCISG締結国間で行われる現状において、条約の締結は日本企業が関わる国際物品売買契約の多くについて、国際取引法の法的障害を除去するなどの意義があると考えられる。

- (1) 国際私法を介さずに本条約が適用されることとなる結果、日本企業は国際私法による準拠法指定に伴う不確定性のコスト及び外国法が準拠法に指定された場合のコストを回避することができる（これらのコストは、準拠法指定条項を置くことで回避することができるが、すべての企業が常に希望とおりの条項を契約に規定できるわけではない）。
- (2) 日本企業と外国企業との契約交渉も、本条約をベースとして行うことができるようになるため、多様な外国法制に対応する必要がなくなること。
- (3) 外国企業の視点からみても、日本国内法が適用される場合の費用と不安が除去され、わが国貿易産業の更なる競争力の強化に資すること。
- (4) 日本の裁判所にとっても、外国法が準拠法となった場合に生じる外国法適用の負担が軽減されること

以上のような意義は、近年のアジア諸国との貿易や、従来型の総合商社をはじめとする貿易商社

などの貿易業界だけでなく、国際的な貿易実務経験がない企業や中小企業による国際貿易の増加を背景に、外国の多様な法制度に対応する負担の軽減が一層求められる中、益々その重要性を増しているといえる。

## 三. CISGが適用される場合

CISGは、2009年8月1日発効後以降に、契約を成立させるための申し込みがなされた場合、又は締結された（第100条）国際物品売買契約（「営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約」第1条（1）柱書）について、その締結国では国際私法（日本法では「法の適用に関する通則法」がそれに当たる）による準拠法の決定を介さず適用する義務を負う。

### 1 適用基準

CISGが適用されるためには、「営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約」（第1条）である必要がある。以下ではそれぞれの要件について具体的にみている。

#### (1) 営業所

営業所というには、法人格は不要であるが、①恒久性または継続性、および②独立性を備える必要がある。たとえば、見本市のブースや、交渉のために出向いた出張先の貸会議室などは①恒久性または継続性を欠く。駐在員事務所は、海外本社からの指示を相手方に伝える役割を果たしているに過ぎないとすれば、②独立性を欠くことにある<sup>(7)</sup>。

また、異なる締結国の当事者間の契約に適用されるため、日本に営業所を有する当事者間の契約であれば、それが第三国に向けた物品の売買であっても、CISGの適用がない（CLOUT No.697）。

なお、当事者が複数の営業所を有する場合には、契約締結以前に当事者双方が知り、または想定していた事情を考慮し、当該契約及びその履行に「最も密接な関係を有する営業所」が基準となり（第10条）。一般的には、問題となった契約の管理を担当する営業所が最密接な関係を有するとされる

が、当事者が複数の営業所を有する結果、営業所が設立準拠地や本店所在地に画一的に定まるわけではなく、取引の実態に応じて定められる結果、本条約の適用の有無について予測不可能な部分があることを認識する必要がある。

当事者が営業所を有しない場合には、その常居所が基準となる（第10条（b））。

## （2）物品

本条約の適用上、ある目的物が物品であるといえるためには、引渡時において可動性のある有体物である必要があると解されており、流体<sup>(8)</sup>、中古品や生物も含まれる。これは、法的概念である「動産」ではなく、国際取引実務において用いられる「物品」(goods (英), merchandises (仏)) という文言が意図的に選択されているためである。また、第2条（d）～（f）では有価証券、商業証券、通貨、船、船舶、エアクッション船、航空機、電気を目的とする売買については、それらの特殊性やその目的物が物品にあたるか否かの不明確性を避けるため適用除外とした。さらに、ソフト・ウェアの売買は物品の売買としてCISGが適用されるかどうかについては諸説ある。

## （3）国際性

本条約にいう「異なる国に所在する」（国際性）とは、当事者の国籍ではなく、（第1条（3））、単に営業所が異なる国に所在することのみで判断される。これは日本企業同士であっても、締約国の異なる海外営業所との間の売買契約でもCISGの適用があることが考えられるため、紛争防止のためにもCISG適用の有無を明確にすべきである。

## （4）売買契約

売買契約とは、売主が物品を引き渡して所有権を移転し、それに対して買主が代金を支払う契約である。また、販売店契約などの継続的売買契約において、売主と買主としての義務が基本契約から直接生じるでない場合には、当該基本契約は本条約にいう売買契約ではないと考えられる。もっとも、この場合であっても、当該基本契約に基づいて締結される個々の個別の契約は、本条約にいう売買契約に当たる<sup>(9)</sup>。

また、第2条（a）～（c）では消費者売買契約、

競り売買と強制執行その他法令に基づく売買を排除している。

さらに、当事者が売買契約上の義務に加えて他の義務も負うような混合契約への適用の有無についても第3条で特別に規定している。製造物供給契約（第3条（1））においては、買主が物品の製造又は生産に必要な材料の実質的な部分を供給する場合は適用除外となる。また役務提供契約（第3条（2））では、物品を提供する売主の義務の主要な部分が労働力その他の役務の提供からなる場合は適用除外となる。

## 2 直接適用（第1条（1）(a)）

CISG第1条（1）(a)は、当事者の営業所がそれぞれ異なる締結国に所在するときには本条約が適用されると規定しており、締結国の裁判所はこの要件を満たす契約について、国際私法などを介することなく、本条約を同条に基づいて直接適用することができる。

また、a号はb号に優先するという考えがあり、なぜなら、a号が適用される場合には国際私法を介入する必要はない<sup>(10)</sup>からである。一方他方では、a号とb号には優劣関係はなく、a号の基準を満たさない場合にはb号の基準によるということではない<sup>(11)</sup>という見解もある。しかし、ハーグ統一売買法とその後の本条約の立法作業記録をみて、そのような解釈をとることは妥当ではなく、a号の要件に該当しない場合には国際私法によって準拠法を定めるのであり、その場合の特則がb号と解すべきであり、そしてa号の場合に該当すれば国際私法を介しないで本条約の実態法規定が適用されるのであるから、b号の適用余地はない<sup>(12)</sup>。

日本に営業所がある当事者が、同じく締約国に営業所がある相手方と売買契約した場合において、日本法を準拠法として選択した場合や、準拠法の合意がない場合、他の締約国の法を準拠法とした場合でも、明示的にCISGを排除するとしていなければ、いずれの場合においてもCISGが自動的に直接適用される可能性がため、注意が必要である。

### 3 間接適用（第1条（1）(b)）

当事者の一方または双方の営業所が非締約国に所在するときであっても、法廷地の国際私法の準則により締約国の法が適用されるときにはCISGが適用される場合。

これは直接適用とされる場合と異なり、法廷地の国際私法を経由しているため、間接的な適用と解される<sup>(13)</sup>。他方、b号に基づく適用は、国際私法の準則によって指定された国の法としての本条約の適用（外国法としての適用）ではなく、第1条（1）(b)号の要件が満たされる場合には本条約を適用しなければならないという締約国の義務としての本条約適用である（自国法としての適用）として、この場合、国際私法の準則は、参照されるに過ぎず、適用されるわけではないため、その意味で、a号による適用と同様に、国際私法を介さないため、本条約の直接適用であるという見解もある<sup>(14)</sup>。

しかし、このように解するには多くの疑問があり、「まず自国の強行法規たる抵触法規によって準拠法を決定し、他国の法が準拠法となるときにあえて自国法を適用するのは、多くの国の国際私法において、反致、公序による外国法適用の排除、法廷地強行法規の特別連結などの場合であって、ウィーン売買条約第1条（1）(b)の文言はそのいずれにも該当しないからである。また、統一法の適用の有無を決定するために、法廷地国際私法を参考までに適用するという考え方も、これまでは存在しなかった。…したがって、このような解釈には疑問なきを得ない。」<sup>(15)</sup>として、b号は指定された契約国法の一部としてCISGを適用するものとみて、準拠法所属国の国内法の適用規則に法廷地法が介入することを意味する<sup>(16)</sup>。

直接適用か否かの両者の違いは、準拠法として日本以外の締約国法が指定されている場合に顕著である。国際私法を解さず直接適用する説によれば、日本国内法としてCISGが適用され、後者によれば、当該国法の一部としてCISGが適用される。いずれの立場においても、CISGが優先される点において変わりはない<sup>(17)</sup>。

### 4 95条の留保との関係

95条の留保の行っている締約国（米国、中国、シンガポールなど）は第1条（1）(b)に拘束されないため注意が必要である。すなわち95条では、「いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄諾の時に、第1条（1）(b)の規定に拘束されないことを宣言することができる。」として、95条の留保国が法廷地となった場合には、留保締約国当事者・非締約国当事者間の売買契約について、第1条（1）(b)の規定に拘束されることなく、法廷地の国際私法を適用して、留保締約国法の適用が導かれる場合に、CISGではなく締約国の国内法（たとえば中国の統一契約法や、米国のUCC）を適用することになる。このような留保を行った趣旨は、本条約を適用するより自国法を適用する機会を増やしたいということである。

以下では、次のように場合わけして、第1条（1）(b)と95条留保の関係についてさらに検討する。

#### I, 95条非留保締約国が法廷地である場合

##### I ①準拠法が非留保締約国法

##### I ②準拠法が留保締約国法

#### II, 95条留保締約国が法廷地の場合

##### II ①準拠法が非留保締約国法

##### II ②準拠法が留保締約国法

#### III, 非締約国が法廷地の場合

##### III ①準拠法が非留保締約国法

##### III ②準拠法が留保締約国法

#### I, 95条非留保締約国が法廷地である場合

まず、I ①の場合において、法廷地が95条の非留保締約国で、国際私法ルールにより指定された準拠法が非留保締約国法となった場合には、問題なく第1条（1）(b)に従いCISGが適用される。

では、I ②の場合のように、法廷地は非留保の締約国で、準拠法が95条留保締約国となった場合、いかに考えるのか、絶対的留保説と相対的留保説がある。絶対的留保説は、準拠法が95条留保締約国であった場合は、法廷地の裁判所はCISGの適用義務はないのに対して、法廷地裁判所は、留保締約国の宣言には拘束されず、

CISGの適用義務にこそ拘束される立場を相対的留保説が主張する。

相対的留保説は、第1条(1)(b)によるCISGの適用は、法廷国による自国法としての適用であって、準拠法国の法としての適用ではないこと(第1条(1)(b)で直接適用説の考え方に由来する)、95条の文言は留保締約国が第1条(1)(b)によるCISG適用の義務を免れるという効果しか規定していないこと等から、95条に基づく留保宣言の効果は相対的であると解すべきとしている<sup>(18)</sup>。

しかしながら、多くの学説はこのような見解には立っておらず、法廷地の国際私法によって指定された準拠法所属国法は、その国の裁判所が自国の法を適用すると同じように適用されるべきであるとして、準拠法所属国が、CISG締約国であり95条の留保宣言をしている場合には、その国はCISGを、a号の要件が満たされる場合のみ適用されるはずである。従って、法廷国がこの準拠法所属国による95条留保を考慮しなければならず、間接的であるか直接的であるかを問わず、95条に拘束されることになり、つまり、法廷地の国際私法により指定された準拠法には、95条の留保を含めたCISGが含まれているとみるのである。また、このように解した方が法廷地あさを回避できるとして海外でも支持されている<sup>(19)</sup>。

私見としても、留保宣言を相対的に解すべきではなく、絶対的に解すべきであり、法廷地が非留保国であっても、国際私法ルールにより95条留保締約国が準拠法として選択された以上、適用されるのは95条の留保宣言が付されたCISGであり、その方がより統一の取れた結果につながると考えられるのである。

## II. 95条留保締約国が法廷地の場合

では、95条留保締約国が法廷地となった場合は、どうなのかを検討してみると、まずII②国際私法ルールを適用した結果、準拠法が95条留保締約国となった場合は、CISGの実体法規定の適用義務がなく、もちろん第1条(1)(b)

にも拘束されないことに争いはないが、II①のように、準拠法が非留保締約国となった場合は、第1条(1)(b)に基づくCISGの適用はあるのか。

第1条(1)(b)に基づくCISGの適用は、締約国が法廷地であれば法廷地法であるとする考え方をして、この場合は、CISGが適用されず、なぜなら、法廷地が留保国であるならば、国際私法ルールによって締約国法が準拠法となったとしても法廷地は95条による拘束を受けないため、締約国の義務としてCISGの適用義務を負わないからである。その結果、準拠法所属国のCISG以外の売買契約に関する法律が適用されるという結論になる。実際、95条留保締結国であるアメリカの判例は一貫としてこのような立場をとっているのである<sup>(20)</sup>。

しかし、仮にCISGが適用されないのであれば、締約国法が準拠法となっても、第1条(1)(b)に基づいてCISGを適用することができないということになるが、契約準拠法として指定された95条非留保締約国法にはCISGが当然含まれており、そこからCISGだけを排除することは、契約準拠法の内容を法廷地が変質させてしまうということになる。また、このような場合に法廷地における留保の効力を広げてしまうと、非締約国が法廷地で95条非留保国法が準拠法となる場合にはCISGが適用されるのに対して、95条留保国が法廷地であれば適用されない結果を招き、フォーラムショッピングを助長し、統一条約としての性格にも悪影響を与えるということも指摘される。以上から、そもそも第1条(1)(b)で適用されるCISGは、準拠法所属国法の一部としての条約であるとしており、この立場からは、法廷地が95条留保締約国であっても、適用される法の内容には影響されないと考えるべきであり、この場合にも、CISGが適用されるべきである<sup>(21)</sup>。

私見としても、国際私法ルールの適用により、準拠法が95条非留保締約国法となった場合には、法廷地が非留保締約国でも95条留保国でも同じようにCISGが適用されるべきであると考

える。

なお、ドイツは、自らは95条の留保宣言を行わないが、95条留保締約国を第1条(1)(b)にいう締約国とみなさないと解釈宣言を加盟時行っていることにも注意したい。

### Ⅲ. 非締約国が法廷地の場合

Ⅲ①非条約締結国が法廷地となり、準拠法が95条非留保締約国となった場合は、非締約国であるため、その裁判所は条約適用の義務を負わないが、その国の国際私法の適用により95条の非留保締約国法が指定されれば、やはり、それは締約国法の一部としてCISGが含まれると解すべきであり、CISGが適用されるべきである。

このような場合であっても、最終的にCISGが適用されるか否かは当該裁判所に委ねられる事になるため、安心してはられない<sup>(22)</sup>。

Ⅲ②非締結国が法廷地であり、準拠法所属国が95条留保締約国である場合はどうなのか。ここはⅠ②とパラレルに考えて、この場合にも、準拠法として指定された国の法には95条留保を含んだCISGが含まれているのであり、CISGの適用はないと考えるべきである。

## 四. CISGの適用を排除した場合

### 1 明示的排除

CISG第6条では、「当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第12条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる。」としており、合意により本条約の適用を排除することができる。このような条項を規定して本条約の適用を排除することを「オプト・アウト(opt-out)」という。この適用合意がなされた場合には、本条約に代わって、国際私法の準則によって指定される準拠法が適用されることになる。それは、CISGの全体適用を排除することもできるし、その一部の適用のみを排除することもできる。ただし、第12条の方式の自由について適用を留保している国に営業所を有する当

事者による売買契約については、その性質上当事者の合意により排除又は変更できるものではない。

逆に、本条約を合意準拠法と指定する「オプト・イン(opt-in)」が可能かどうかという点については、当事者自治の原則によりもちろん可能であると解されよう。しかし、日本が本条約締結国となったので、日本に営業所を有する当事者にとって実質上問題になることはないだろう。

### 2 黙示的排除

6条にはCISGの適用排除の合意をどのように行うかについて規定しておらず、明示的に行う場合を除き、黙示でもよいのかという問題がある。たとえば、締約国の両当事者が非締約国法を準拠法とする合意をした場合、これを第6条に該当するとみて、CISGは適用されないと考えるべき見解が諸外国では有力に主張されている<sup>(23)</sup>、そのような合意を黙示的排除と認めている裁判例もある<sup>(24)</sup>。

さらに、裁判例においても、適用排除について明示的合意ではなく、黙示の合意を認めた事例があり<sup>(25)</sup>、起草段階において「明示的にのみ」という文言を盛り込んだ修正案が否決されていることから黙示の適用除外がありうることを推測できる<sup>(26)</sup>。他方では、日本では黙示の排除を認める立場をとると、その後になって排除の有無に争いを生じたときに、いずれかの当事者がそれについて危険を負うことになるため<sup>(27)</sup>、否定的な見解と思われる。

したがって、「CISGの規定の適用を排除する」旨を明記していない場合、例えば、単に「準拠法を日本法とする」とした場合に、準拠法に指定された国の国内実体法規を適用するか、それとも当該国の法体系にCISGが含まれるとしてCISGを適用するのか、裁判例がまちまちであり、法廷地の裁判所が独自に判断することになり、必ずしも統一が取れていないため、CISGを排除する場合は、明確的に、国内法の適用の有無を含め、その旨を規定すべきであろう<sup>(28)</sup>。

私見として、当事者が「準拠法を日本法とする」とした場合に、CISGを含む日本法が適用される

ようにも見える。しかし、契約準拠法の選択において国際私法が当事者による自由な準拠法選択を認める理由は、当事者の予測可能性を確保するためである。従って、当事者の契約準拠法に対する予測可能性はやはり、契約法の実質法的内容についての予測可能性を意味すると捉えるべきであり、当事者間において「準拠法を日本法とする」とは、①CISGをも含む日本法全てという意味なのか、それとも②日本民商法を中心とした法律の適用を意味するのか、判断する必要がある。このような場合に、日本法とは①CISGを含むものであると一律的に解釈してしまうと、当事者の意思せぬところで予測をしていなかった法律を適用される結果となり、当事者の予測可能性の確保に欠ける。さらに、無理矢理にCISGを含む日本法を適用したとしても、CISG 6条の排除の場面で、黙示的排除と主張されることがあるので、無理に一律的にCISGを含む日本法と解する必要はないと思われる。この場合においても、当事者がどのような意図で契約準拠法を選択したのか、①CISGをも含む日本法全てという意味なのか、それとも②日本民商法を中心とした法律の適用を意味するのかにあたっては、当事者の意思を尊重すべきであろう。

さらに、前述のように、指定した準拠法が非締結国の場合には、本条約の適用を排除する黙示の意思があると見ることができるとする説もある<sup>(29)</sup>が、しかし、これだけをもって排除を意味することは、リスクが大きいという指摘もある<sup>(30)</sup>。私見としては、当事者の合意で非締結国の法を準拠法として選択した以上、これをもって本条約の適用を排除する黙示の意思があると解するのが素直な理解であり、リスク云々という批判は当たらないのではないかと。また、当事者としての予見可能性の問題としても、CISGを含まない非締結国法を準拠法として選択した以上、CISGがなお適用させられる可能性があることはもうはや予見が難しく、そこまで求めるのが酷であろう。

### 3 CISG 積極排除の是非

今まで、わが国ではCISGに対する理解が薄く、

多くの実務家や弁護士でさえ、その内容についてほとんど知らないのが実態であった。それはCISGについて締約がほかの先進国に比べ大きく遅れたことや、商社主体の国際貿易では契約書において取引条件や価格条件および危険移転に関する取り決めでもあるインコタームスの利用を含め、契約書にはCISGを利用する必要性はなく、むしろCISGを排除してしまえば簡単であったことに起因する。実務上、CISGの適用が避けられてきた理由として、条約という国際的性質上に、最終的・有権的な解釈を行う機関がなく、完全な法統一の実現は不可能<sup>(31)</sup>であり、また具体的な事案においてCISGがどのように運用されるのか予測が立てられづらい点と、従前の会社ひな型や契約実務を変えたくないという企業や法律実務家の慎重な姿勢によるものではないかと考えられる<sup>(32)</sup>。しかし、国際取引実務の中においての日本法のガラパゴス化を脱出するためにも、また相手国法を準拠法にするぐらいないまだCISGを利用したほうが予見可能性の面で優れているといえよう。

CISGが制定されてから30年近くたち、CISGに関する裁判例・仲裁例も増えてきている中で、国際的な物品の売買取引を避けて通れない日本の企業としては、いつまでもCISGの適用を排除することはできないとなろう。そのことが国家として、経済界・学界からの要請でCISGへの加入につながり、中小企業の国際進出や、東南アジア諸国や近時加入が増えてきたアフリカ諸国との国際取引増加のためにも、CISGの適用を前向きに検討すべきである<sup>(33)</sup>。

## 五. CISGの適用にかかわるその他の点

### 1 CISGが適用された場合の適用順序

先述のように、CISGが日本で発効したことにより、CISGを適用する旨を明示しなくても、国際私法ルール適用により、準拠法が日本法とされた場合には、民法、商法等の規定に対する特別法としての本条約の実体法規定が適用されると解すべきである。そして、CISGの規律事項への法規範の適用順序としては、以下のようである。



- (1) 当事者者間の合意（契約書など）
- (2) 援用可能な統一規則（インコタームズ・信用状統一規則等）
- (3) 商習慣
- (4) CISG
- (5) CISG規律事項でも規定がない場合に一般原則（ユニドロワ国際商事契約原則）

(6) 法廷地の国際私法により導かれる準拠法  
特に第7条（2）は、CISGの規律事項でありながら条約中に解決方法が明示されていない場合の補充処理について規定しており、さらに一般的原則がない場合には、国際私法で指定される法により解決するとしている。しかし、この一般原則とユニドロワ商事契約原則との関係が問題となっている。

「一般原則」にユニドロワ国際商事契約原則を読み込む説（第7条（1）や第9条を根拠に読み込む仲裁例がある）が少数あり<sup>(34)</sup> 反対論も根強いが、通説は一般原則性こそは否定するものの解釈・補充原則や信義則として同原則を用いることは可能としており、また2007年7月にはUNCITRALがユニドロワ国際商事契約原則2004年版をCISGの解釈・補充のために適宜利用することを推奨することを決定したため、この考えた方は今後も拡大していく可能性がある<sup>(35)</sup>。

## 2. インコタームズとの関係

インコタームズ（Incoterms）は、国際商業会議所（International Chamber of Commerce；ICC）が、それまでの定型的取引条件についての解釈上の争いを防ぐために1936年に作成した「貿易条件の解釈に関する国際規則」の略称で、その後、数次の改訂を経て、最新版は2011年1月1日発行のインコタームズ2010規則である。インコタームズは、世界的に最も有名な貿易条件に関するルールとして、ほとんど世界標準となっているが、法ではないから、当事者が契約において援用することを明示することが必要である。当事者が使用することを明示した時は、CISGよりもインコタームズが優先適用される。また、明示的な合意がなくても、CISG第8条当事者の意思解釈や、

第9条（2）より慣習・慣行として適用される可能性もある。ただし、インコタームズに規定されたルールの多くは慣習と一致しても、それが直ちに国際的な慣習あるいは慣習法と認められるわけではなく、個々のルールが第9条に定義する慣習であることを別個に立証する必要があることに注意すべきである。

## 3 わが民商法との違い

国際取引の私法統一法としてのCISGはわが国の現行の民商法とは、共通する点もあれば、多くの違いもあり、すでに多くの論文などの紹介があり、今回の簡単な紹介をするのみとしたい<sup>(36)</sup>。

- (1) 承諾通知に関して発信主義（民法第526条1項）ではなく到達主義（第18条（2））を採用。
- (2) 申し込みの撤回が原則として不可能（民法第521条1項、民法第524条）ではなく可能（第16条（1））。
- (3) 申し込みに変更を加えた承諾は新たな申込み（民法528条）ではなく、変更が実質的でない場合には承諾となる（第19条（2））。
- (4) 日本民法に存在する瑕疵担保責任や危険負担制度が本条約に存在せず、履行遅滞・履行不能・不完全履行の区別も行わず、原始的不能も否定した上で、一元的な契約違反概念を採用。
- (5) 日本民法に存在する過失責任主義を採用せず、義務違反のみが損害賠償請求の要件であり（第45条（1）(b)、第61条（1）(b)）、自己の支配を超える障害について損害賠償責任を免責（第79条）。
- (6) 日本民法よりも契約の解除権を制限し、本条約では①「重大な契約違反」に基づく解除（例：第49条（1）(a)）と②売主の物品引渡しがないか、買主の物品受領もしくは支払いがない場合に付加期間を設定し、その期間内に履行がない場合に行う解除（例：第49条（19）(b)）に限定。
- (7) 日本民法よりも信義則の規定が国際的で、本条約では条約解釈にあたり国際取引におけ

る信義の遵守や法適用の統一性促進を考慮（第7条（1））。

また、海外では中国の契約法の制定に大きな影響を与え、日本では債権法改正提案にも影響を与えると見られている以上、今後より一層の詳しい検討をしたいと考え、今後の課題としたい。

## 六. おわりに

CISGが日本で発効してすでに6年立っているが、発効当初の盛り上がりは過ぎ、最近では大手企業内では適用排除によりCISGがすでに国際取引実務上に忘れられつつあり、裁判例をみても、いまだCISGの適用例はなく、また、パース大学のデータベースをみても、2015年9月の段階で、ドイツが531件、中国が432件、ロシアが305件、アメリカが176件あるなかで、日本はCISG自体の適用例ではなく適用法を解釈する際に参考とされた東京地裁平成10年3月19日判決（判タ997号286頁）の1件のみである。世界的には最も成功した私法統一法のひとつとして、現在83カ国の加盟国を誇り、中国の統一契約法などに大きく影響したCISGを理解し、使いこなすことで、中小企業の世界的競争力の向上につながり、政府が推進する事業国際化の後押しにもなることである。

他方では今回検討したような、当事者で明確な合意がなく、かつ第1条（1）(a)の要件を満たさない場合において、CISGの締約国、95条留保締約国、さらに非締約国がそれぞれ紛争法廷地となった場合に、その適用が異なり、統一した結果が見込めない問題がなお残る。今後も今回では十分に検討できなかった、わが国の民商法との違いや、債権法改正との関係についても、CISGは確かに「事業者間」の「国際的」な物品売買に特化した特別法であるが、この成功の背景にはその内容が世界的な高い評価を受けており、契約法一般の立法・解釈に応用できることから、締約国の増加を促すのみならず、各国における契約法解釈への影響も大きいとされる。確かに、日本の債権法改正の議論においては、日本における民事一般法であ

る民法は、CISGが想定している売買契約も規律するが、それに限らず、個人間や一般消費者が当事者となる国内売買をも規定するため、CISGを参照こそするが、外国と異なり、契約内容を詳細に定めない傾向が強い日本では一般法による補充的規律に依存する度合いが大きく、債権法改正の論議の中でも適用を容易に排除できるCISGと、事実上排除することができない一般法である民法と並列的に捉えることに疑問を呈する意見もある<sup>(37)</sup>。しかし、その重要性は無視することができず、また債権法改正審議で参照されることの意義を考えても、その違いについての理解は必要不可欠であるため、債権法改正提案との比較については次回の課題としたい。

## 注

- (1) 国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）HPより、2015年10月24日時点。[http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/sale\\_goods/1980\\_CISG\\_status.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/sale_goods/1980_CISG_status.html) アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、ブルンジ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イクラ、イスラエル、イタリア、日本、キルギスタン、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、モーリタニア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、サンマリノ、セルビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア・アラブ共和

- 国, マケドニア旧ユーゴスラビア共和国, トルコ, ウガンダ, ウクライナ, アメリカ合衆国, ウルグアイ, ウズベキスタン, ベネズエラ, ザンビア。
- (2) CISGは, 自動執行性を有しており (self-executing treaty), 国内法を別途作ることなく, 条約自体が直接適用される。
- (3) ウィーン売買条約の適用範囲に関しては, 先行研究として, 河村寛治先生が2009年『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第11号で, その適用範囲や適用排除について検討をされていますが, 本稿では, それを受け, さらにCISGがわが国で適用される際の問題や, その適用排除などについて新たな考察を試みたい。
- (4) CISGの成立の経緯・日本の加入, および本条約締結の意義については, 曾野裕夫=中村光一=舟橋伸行「ウィーン売買条約 (CISG) の解説 (1)」NBL No.887号22頁~24頁および曾野裕夫「国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) の概要 (一)」民事法情報No.275 11頁~13頁参照
- (5) CISGに関する裁判例の充実したデータベースとして Pace Law School Institute of International Commercial Law のウェブサイト (<http://cisg3.law.pace.edu>) には2015年9月現在3134件のケースが集結されている。またUNCITRALでは, 「CLOUT」と呼ばれるCISGに関する裁判例・仲裁例のデータベースがある (<http://www.unicitral.org/clout/showSearchDocument.do?if=898&lng=en>)。
- (6) わが国は1981年9月30日まで本条約の署名開放期間 (第91条 (1)) 内に署名をしなかったため, 本条約の締結手続は「批准」ではなく「加入」による。
- (7) 曾野裕夫=中村光一=舟橋伸行「ウィーン売買条約 (CISG) の解説 (1)」NBL No.887号26頁参照
- (8) プロパンガスの売買についてCISGが適用された裁判例がある (CLOUT No.176, Oberster Gerichtshof, オーストラリア (1996年2月6日))。
- (9) 前出注7 曾野・25頁参照
- (10) 杉浦保友=久保田隆編『ウィーン売買条約の実務解説』中央経済社 2009年 4頁
- (11) 曾野裕夫「国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) の概要 (一)」民事法情報No.275 15頁
- (12) 高桑昭「国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用について」法曹時報61巻10号15頁
- (13) 河村寛治「ウィーン売買条約 (CISG) の適用に関する一考察」明治学院大学法科大学院ローレビュー第11号21頁
- (14) 前出注11 曾野15頁
- (15) 前出注12 高桑14頁
- (16) 潮見潮見佳男=中田邦博=松岡久和『概説 国際物品売買条約』法律文化社 2010年 22頁
- (17) 前出注16 潮見22頁
- (18) 前出注7 曾野27頁
- (19) 長田真里「日本におけるCISGの適用」国際私法年報 第12号91頁~92頁
- (20) Prime Start Ltd V. 77Maher Forest Products Ltd. 442 F. Supp. 2d. 1113など
- (21) 前出注19 長田91頁
- (22) 前出注13 河村21頁
- (23) 前出注19 長田85頁
- (24) CLOUT No.49; No.483.
- (25) CLOUT Case No.837; 黙示の合意によってCISGの適用を排除したと認めた。
- (26) 杉浦保友=久保田隆編『ウィーン売買条約の実務解説』中央経済社 2011年 27頁
- (27) 前出注12 高桑12頁
- (28) 前出注13 河村29頁
- (29) 前出注26 杉浦27頁
- (30) 前出注16 潮見30頁
- (31) 前出注16 潮見5頁参照
- (32) 西理広「適用範囲はどこまで? ウィーン売買条約 (CISG) に基づく契約書の記載事項」ビジネス法務 2013年10月号48頁参照
- (33) 前出注13 河村30頁参照
- (34) 前出注13 河村28頁
- (35) 前出注26 杉浦34頁~35頁
- (36) 民商法との違いについては, 前出注26 杉浦19頁~20頁参照
- (37) 松井保仁「国際物品売買契約に関する国際連合条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sales of Goods) のシリーズ解説 第1回CISGの適用範囲」国際商事法務39巻7号 941頁~942頁参照